

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、企業団にそれぞれの区域の水道事業を行う水道センターを置きます。
- 2 水道センターに置く職を定めます。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行します。